



発行 東京都

目次

- 規則
  - 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
 ……(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
  - 平成十八年東京都告示第百五十三号(東京都建築基準法施行細則による定期検査成績表等)の一部改正  
 ……(都市整備局市街地建築部調整課)……………一
  - 都営住宅の廃止  
 ……(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………二
  - 都営住宅の使用料等の変更  
 ……(同)……………三
  - 東京都特定公共賃貸住宅の廃止  
 ……(同)……………三
  - 都営住宅の駐車場の廃止  
 ……(同)……………四
  - 都営住宅の駐車場の区画数等変更  
 ……(同)……………四
  - 都営住宅の若しくは民間事業者の定める駐車料金の上限額変更  
 ……(同)……………四
  - 東京都指定公共賃貸住宅の駐車場の位置の変更  
 ……(同)……………四
  - 東京都指定公共賃貸住宅の駐車場の廃止  
 ……(同)……………四
  - 東京都指定公共賃貸住宅の駐車場の名称等変更  
 ……(同)……………四
  - 東京都指定公共賃貸住宅の駐車場の名称、位置及

- び区画数……………(同)……………五
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………五
- 都道の路線廃止……………(同)……………五
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)……………六

- 昭和三十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金帳簿票及び取納取扱金帳簿票の指定)の一部改正……………三

- 東京消防庁患者搬送事業者認定表示制度に関する規程……………三

規則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年五月三十一日

東京都知事 石原 慎太郎

東京都規則第百六十三号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則(昭和二十五年東京都規則第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「遊戯施設」の下に「遊戯施設

(ウォータースライド)(三輪又は直線の傾斜する滑走路内に水を流し、これを媒介として、滑走者が直接又は専用補助用具を使用し、滑り降りるものをいう。)を除く」につ

いては、当該遊戯施設の車輪について、摩擦探傷機、超音波探傷機又は探傷試験用浸透液を用いた探傷試験を行う

た検査結果に関する項目を含む。)を加える。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第百十九号  
平成十八年東京都告示第百五十三号(東京都建築基準法施行細則による定期検査成績表等)の一部を次のように改正する。  
平成十九年五月三十一日  
東京都知事 石原 慎太郎  
様式十八を次のように改める。

告 示(水)

●東京都消防条例第三十一号

昭和四十六年東京都消防条例第十五号(東京都消防条例)出被救済者搬送業務及び乗務員等搬送業務の認定)の1号を次のように改正し、平成十九年六月一日から施行する。

平成十九年六月十一日

東京都消防局長 関 田 真 澄

一 四区消防庁等搬送業務の認定に關する旨の告示(告示)の事務の内容及び申請の要領並びに申請書の様式を、同告示の「別表第1」及び「別表第2」に定める。

四 乗入車中の乗客及び乗務員等の搬送業務に關する旨の告示(告示)の事務の内容及び申請の要領並びに申請書の様式を、同告示の「別表第1」及び「別表第2」に定める。

※ 業 務 課 長 関 田 真 澄

東京都消防局長 関 田 真 澄

様にお

知 示(短)

●東京都消防告示第六号

東京都消防庁患者等搬送事業者認定表示制度に關する規程を次のように定める。

平成19年5月31日

東京都消防

消防局長 関 田 真 澄

東京都消防庁患者等搬送事業者認定表示制度に關する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会業務等に関する条例(昭和48年

東京都条例第56号。以下「条例」という。)及び社会業務等に関する条例施行規程(昭和48年東京都規則第6号。以下「規則」という。)に規定する患者等搬送事業者認定表示制度の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第二条 規則第4条第1号に規定する消防総監が定める乗務員として患者等搬送業務を行うための資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。  
(1) 消防機関が実施する患者等搬送乗務員基礎講習(以下「乗務員講習」という。)を修了し、別記様式第1号に定める患者等搬送乗務員適任証(以下「適任証」という。)の交付を受けている者  
(2) 医師、助産師、保健師、看護師、社会士、准看護師、医学士、看護士その他の執業に携ける者と同程度の知識及び技術を有するものとして消防総監が認め(以下「特例適任」という。)、適任証の交付を受けている者

2 規則第4条第2号に規定する消防総監が定める患者等搬送用自動車の構造及び設備は、次の条件を満たすものとする。  
(1) 患者等搬送用自動車には、シートベルト及び赤色の装飾を有しないこと。  
(2) 患者等を収容する部分は、ストレッチャー又は車椅子を1台以上収容できる構造があり、かつ、乗務員が業務を行うために必要な広さを有すること。  
(3) ストレッチャー及び車椅子を使用した状態で車体に固定できる構造であり、かつ、ストレッチャーは、患

者等固定用ベルトを有すること。  
(4) 換気及び冷暖房の装置を有すること。  
(5) 無関係その他の緊急連絡に必要な機器を有すること。  
3 規則第4条第3号に規定する消防総監が定める積載する資器材は、別表第1に掲げるものとする。  
(講習に関する手続等)

第三条 乗務員講習及び患者等搬送乗務員再講習(以下「再講習」という。)を受講しようとする者は、別記様式第2号により消防総監に申請するものとする。  
2 前項の講習の課程については、別表第2に定めるものとする。

3 適任証の有効期限は2年とし、乗務員講習又は再講習を受講した日から2年以内に再受講しないときは、当該適任証は失効するものとする。  
4 適任証を失失、滅失、再損又は破損したときは、別記様式第3号により消防総監に申請するものとする。  
5 特例適任を受けようとする者は、別記様式第4号により消防総監に申請するものとする。

(認定表示)  
第四条 規則第5条に規定する消防総監が定める東京都消防庁認定表示の方法は、次のとおりとする。  
(1) 別記様式第5号に定める患者等搬送事業者認定マークを掲示する場合は、事業者又は当該事業に關係する場所に掲示するものとする。

(2) 条例第4条第2項に規定する事案及び検査により、第2条第2項に適合していると認められた患者等搬送用自動車(以下「認定車両」という。)に、別記様式第6号又は様式第7号に定める患者等搬送用自動車認

定マークを掲示する場合は、車両後面の見やすい場所に付するものとする。

(5) 指定車両の車体に「東京消防庁指定」と表示する場合は、文字の大きさは、縦横50ミリメートル以下とする。

(認定手続)

第5条 規則第6条第2項に規定する消防總監が定める圖書とは、次のとおりとする。

(1) 別記様式第8号に定める乗務員名簿

(2) 別記様式第9号に定める患者等搬送用自動車積載設備明細書

(3) 規則第4条に規定する許可に係る国土交通大臣の許可書又は免許状の写し

(4) 乗務員4名第2項に規定する着衣及び検査に係る患者等搬送用自動車の自動車検査証の写し

(遵守すべき事項)

第6条 規則第9条第1号に規定する消防總監が定める制限に関するときは、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等を搬送すること及び事業所、患者等搬送用自動車、パンフレットその他これらに類するものについて、緊急性のある業務を行っていると判断を与える表示をしてはならないことをいう。

2 規則第9条第2号に規定する消防總監が定める応急手当の実施に関するときは、患者等搬送業務に従事する者が患者等の安全な搬送を心掛けること及び搬送途上において、気道確保、体位管理その他の症状の悪化の防止に必要な応急手当を行うことをいう。

3 規則第9条第3号に規定する消防總監が定める消防復

元への通報及び救急自動車の要請に関するときは、次に掲げる事項に該当する場合に通報及び要請を行うことをいう。

(1) 患者等からの搬送依頼時の依頼内容、症状等の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合

(2) 患者等に接した時点において、患者等の症状等から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合

(3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合

4 規則第9条第4号に規定する消防總監が定める乗務員資格を証明するものの携帯に関するときは、患者等搬送業務を行う際に適任証を携帯することをいう。

5 規則第9条第5号に規定する消防總監が定める乗務する人員に関するときは、患者等搬送業務を患者等搬送用自動車1台につき2人以上で行うことをいう。ただし、次のいずれかに該当する場合は、乗務員を1人とすることができる。

(1) 車椅子のみを使用する場合

(2) 乗務員以外に医師、看護婦又は救急技士が同乗する場合

(3) 基院の場合

(4) 医師により事前に入院日が指定されている場合

(5) 医師の指示による転院及び定期的な通院の場合

(6) 社会福祉施設、保養施設等の送迎の場合

(1) 患者等搬送業務に従事する者は、常に身体の清潔保持に努めること。

(2) 患者等搬送業務に従事する者は、患者等搬送用自動車、積載資器材等の点検整備を確実に行うこと。

(3) 患者等搬送業務に従事する者は、患者等搬送用自動車、積載資器材等の消毒を毎使用後に別表第3により実施するとともに、毎月1回以上の定期消毒を行うこと。

(4) 患者等搬送業務に従事する者は、患者等の収容先医療機関の医師等から消毒について特別に指示があった場合は、当該指示に基づいた消毒を行うこと。

(5) 患者等搬送業務に従事する者は、第3号に規定する定期消毒及び前号に規定する消毒を実施した場合は、その旨を別記様式第10号に定める消毒実施記録票に記録し、患者等搬送用自動車の見やすい場所に表示しておくこと。

(6) 患者等搬送業務に従事する者は、患者等の搬送に際し、患者等その他の同乗者に対し安全ベルトを着装させるなど、安全搬送のための措置を講ずること。

7 規則第9条第7号に規定する消防總監が定める特異な事業を扱った場合の報告に関するときは、次に掲げる事項に該当する場合に、消防總監に対し別記様式第11号に定める特異事業報告書による報告を行うことをいう。

(1) 患者等を搬送中に症状が悪化し、心肺蘇生を実施した場合

(2) 患者等搬送業務実施中に救急自動車等を要請した場合

(3) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、

規則

<p>新感染症、指定感染症等他の患者等に影響を及ぼす感染症患者（疑いを含む。）を扱った場合（事後に判明した場合を含む。）</p> <p>(4) 患者等の搬送中において、ストレッチャー等からの転落、交通事故等が発生した場合</p> <p>（認定更新）</p> <p>第7条 条例第14条第2項に規定する消防総監の認定を受けた東京消防庁認定事業者は、条例第16条の規定による認定の失効の懸、認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の3か月前から14日前までに、消防総監に申請するものとする。</p> <p>2 前項の認定を更新する手続にあつては、条例第14条第2項から第4項まで及び規則第6条の認定申請手続の規定を準用する。</p> <p>（事業内容の変更）</p> <p>第8条 条例第18条に規定する変更の申請は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 規則第4条に規定する事業許可に係る変更</p> <p>(2) 認定車両の増車及び更新並びに用途の変更</p> <p>(3) 認定車両の減車</p> <p>(4) 積載資器材の種類の変更</p> <p>(5) 乗務員の人数の変更</p> <p>2 規則第11条第2項に規定する消防総監が定める図則とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前項第1号の場合は、変更内容を証明するものの写真</p> <p>(2) 前項第2号の場合は、第5条各号（第3号を除く。）に掲げる図則</p>	<p>(3) 前項第5号の場合は、第5条第1号に掲げる図則（証票）</p> <p>第9条 条例第20条第3項に規定する消防総監が定める証票は、別添様式第12号に定める様式検査票とする。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期）</p> <p>1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この告示の施行前に、東京消防庁民間患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱（平成13年6月27日技管第74号救急部長依命通達）の規定により患者等搬送乗務員基礎講習及び患者等搬送乗務員再講習を受け、交付された適任証で、この告示の施行の際現に効力を有するものは、この告示の第2条第1項第1号により交付された適任証とみなす。</p> <p>3 救急業務等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年東京都条例第79号。以下「新条例」という。）附則第2項に規定する新条例の施行日前に消防総監の認定を受ける場合は、この告示の第2条及び第5条の規定の例による。</p>	
--	--	--



心肺蘇生法の指導及び 感電防止要領	感電防止要領	2.0
消防機関との連携	救急活動への介入	2.0
合 計 時 間	24.0	2.0

2 救急現場応急処置員研修

心臓蘇生	人工呼吸機	2.0
気道異物除去要領	AEDの使用法	
AEDの使用法	消防による使用法の提示	
AEDの要領	AEDの要領	
合 計 時 間	3.0	1.0

3 救急現場応急処置員研修及び救急現場応急処置員の修了年度実施基準

氏名	姓 名	合格の基準
資格	救急要領及び応急処置(シナリオ)に於いたAEDを含む心臓蘇生)	50%以上
筆記	AEDを含む心臓蘇生を実施するための基礎的知識 消防機関との連携要領 案内及び救急現場での指導並びに感電防止要領	80%以上

別表第3 (第6条関係)

区分	血圧、咽頭等による汚染を受けた場合	右記以外の汚染の場合
被覆材	1 消毒剤による清洗 2 流水による洗浄	1 流水による洗浄 2 消毒、殺菌
車内	1 消毒剤による清洗、噴霧消毒 2 流水による洗浄	1 流水による洗浄 2 消毒剤による清洗
備考	1 車内で、水漏れを避けるなければならない場合は、消毒剤による清洗を行うものとする。 2 消毒実施時には、使い捨てのビニール手袋等を着用すること。	

2 薬品名及び使用上の注意事項

薬品名	用途(濃度)等	使用上の注意
塩化ベンゾアルコール	1 皮膚 0.05~0.1% 2 器具類 0.1% 3 作り方 ・ 濃度 0.1%の消毒液(1H) 消毒液(原液10%) 10cc+水990cc	1 結核菌に対しては、有効ではない。 2 石けん類は、殺菌効果を弱めるので、クレンジング石けん類等との併用は避ける。 3 血圧、汚物等の存在下では、著しく効果が減少するので、器具等に付着している場合は、十分に洗い落とすか5使用すること。 4 合成ゴム製品、合成樹脂製品等への使用は、避けることが望ましい。
クレンジング剤	1 皮膚 0.5~1% 2 器具類 0.5~1% 3 非脂肪性 4 作り方 ・ 濃度 1%の消毒液(1H) 消毒液(原液5.0%) 20cc+水980cc ・ 濃度 1.5%の消毒液(1H) 消毒液(原液5.0%) 30cc+水970cc	1 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り、石けん水と水でよく洗い流す。 2 排水で希釈すると次第に殺菌して既にするようなことがあるので、このような場合には、上記の液を使用する。 3 クレンジング剤に対しては、有効でない。

消毒剤	用途(濃度)等	使用上の注意
1 皮膚 2 器具類 3 非脂肪性 4 作り方 ・ 濃度 1%の消毒液(1H) 消毒液(原液5%) 10cc+水990cc ・ 濃度 0.5%の消毒液(1H) 消毒液(原液5%) 20cc+水980cc ・ 濃度 0.05%の消毒液(1H) 消毒液(原液5%) 8cc+水992cc	1 皮膚 0.01~0.05% 2 器具類 0.02~0.05% 3 非脂肪性 0.1~1% 4 AIDS-HIVウイルス等 (H) 汚染 1% (D) 汚染 (H) 0.1~0.5% 5 作り方 ・ 濃度 1%の消毒液(1H) 消毒液(原液5%) 10cc+水990cc ・ 濃度 0.5%の消毒液(1H) 消毒液(原液5%) 20cc+水980cc ・ 濃度 0.05%の消毒液(1H) 消毒液(原液5%) 8cc+水992cc	1 汚染しないで使用する。 2 正解用又は去脂剤を使用する場合に、蒸気の吸入に注意すること。 3 皮膚、顔面等の蛋白質を凝固させ内部にまで浸透しないことがあるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落とすから使用する。 4 手帳・皮膚に使用した場合には、器具等による皮膚荒れを避けることが出来る。 5 合成ゴム製品、合成樹脂製品等の器具は、長時間浸漬しないこと。

別記  
様式第1号 (第2条関係)

表紙 (裏)

1 患者等搬送業務に従事する場合は、必ず  
履行してください。

2 2年ごとに川講習を受講することで、重  
任者は継続します。



患者等搬送業務員  
重 任 証  
東 京 消 防 庁

21×110mm

2003リムール

内題 (第一面)

写 真	姓 名	年 月 日 生	年 月 日 卒	年 月 日 卒
押印				

上記の事項は、患者等搬送業務員  
(消防外式的技能講習修了者)に  
該当することを認めます。  
東京消防庁 消防総務課 印

川 講 習 受 講 履 歴			
年月日	実施機関	年月日	実施機関

備考 写真は、縦40ミリメートル、横30ミリメートルとする。

様式第2号 (第3条関係)

患者等搬送業務員 (再) 講習受講申請書

東京消防庁 消防総務課		年 月 日	
講習区分	<input type="checkbox"/> 患者等搬送業務員基礎講習 <input type="checkbox"/> 患者等搬送業務員再講習	届 任 任 務	交付番号
のりつけ 貼 付	あり/なし	住 居	年 月 日 生
写 真 4cm×3cm	電 話 ( )	電 話 ( )	
名 姓	〒		
居 所 在	電 話 ( )		
完 電	電 話 ( )		
受講受講日	年 月 日	※往還欄	

備考 1 写真2枚 (申請日の5か月以内に撮影した上半身像 (縦4センチメートル・横3センチメートル、顔無、無背景) とし裏面に氏名及び年齢を記入したもの) 1枚は申請書にのりつけ、他の1枚は捺付してください。

2 患者等搬送業務員再講習の申請に写真は必要ありません。

3 患者等搬送業務員再講習を受講する方は、患者等搬送業務員再講習の交付番号及び交付年月日を記入してください。

4 申請書は、勤務先を管轄する消防署へ提出してください。

5 書類には、記入しないてください。



様式第3号(第3条関係)

非常等救済業務員適任証再交付申請書

東京都庁  
消防総監 殿

年 月 日

のりつけ 貼 付	フリガナ			年 月 日生
	氏 名	〒	-	
写 真 1cm×3cm	住 所	電 話	( )	
名 称	〒 -			
所 在 地	〒 -			
電 話	電話 ( )			
再交付申請 書 住 在 地	交付番号	号	交付日	年 月 日交付
※受付欄		※経過欄		

- 備考 1 写真2枚(申請日の6か月以内に撮影した上半身像(縦4センチメートル・横3センチメートル、無帽、無背帯)とし裏面に氏名及び年齢を記入したもの)1枚は申請書にのりつけ、他の1枚は郵付してください。
- 2 非常等救済業務員適任証の交付番号及び交付年月日を記入してください。
- 3 申請書は、郵送先を管轄する消防署へ提出してください。
- 4 裏面には、記入しないでください。

(日本工業規格A904部)

様式第4号(第3条関係)

特別適任申請書

東京都庁  
消防総監 殿

年 月 日

のりつけ 貼 付	フリガナ			年 月 日生
	氏 名	〒	-	
写 真 1cm×3cm	住 所	電 話	( )	
名 称	〒 -			
所 在 地	〒 -			
電 話	電話 ( )			
資格名取得日	※受付欄	資格/	年 月 日取得	※経過欄

- 備考 1 写真2枚(申請日の6か月以内に撮影した上半身像(縦4センチメートル・横3センチメートル、無帽、無背帯)とし裏面に氏名及び年齢を記入したもの)1枚は申請書にのりつけ、他の1枚は郵付してください。
- 2 規程第2条第1項第2号の特別適任に該当する者であることを証明する書類の写しを郵付してください。
- 3 申請書は、郵送先を管轄する消防署へ提出してください。
- 4 裏面には、記入しないでください。

(日本工業規格A904部)

様式第5号(第4条関係)

患者等搬送事業者認定マーク



事業者名：  
 認定年月日：  
 認定番号：  
 年 月 日 号  
 第

患者等搬送に適合する事業者として認定する。

# 東京消防庁

- 備考
- 1 軸は緑色、文字は黒色、消防章は金色とする。
  - 2 横237ミリメートル以下、縦150ミリメートル以下とする。
  - 3 消防章は、縦横10ミリメートル以下とする。

様式第6号(第4条関係)

患者等搬送用自動車認定マーク



- 備考
- 1 軸は緑色、文字は黒色、消防章は金色とする。
  - 2 寸法は、縦横90ミリメートル以内とする。



様式第9号(第5編附)

自動車等運送用自動車構造検査申請書

種別	<input type="checkbox"/> 新車	<input type="checkbox"/> 車検済・新行使用中	<input type="checkbox"/> 車検済専用車
車種	<input type="checkbox"/> ストリーク	<input type="checkbox"/> ライト	<input type="checkbox"/> スーパー
検査方法	<input type="checkbox"/> 走行	<input type="checkbox"/> 車	<input type="checkbox"/> 点検
停止されている車種の場合			
車名		色	
車両番号		定	
ストリークタイプの認定機関		申請者の認定機関	
ストリークタイプの検査認定用システム		ストリークタイプの申請者の検査台数	
ストリークタイプ	既設	新設	廃止
検査機関		検査機関	
検査結果		検査機関に 必要書類を 提出した 検査結果	
検査費の位置			
検査費負担者			
法人	数値	足名	数値

備考 1 車両の検査、検査、右欄面及び左欄面の写真を添付すること。  
2 該当する区分の□にノ印を付すること。

(日本工業規格A94番)

様式第10号(第5編附)

検査実施記録票

実施年月日	検査実施内容	実施区分	実施者	検査印
年 月 日		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 臨時		
年 月 日		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 臨時		
年 月 日		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 臨時		
年 月 日		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 臨時		
年 月 日		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 臨時		
年 月 日		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 臨時		
年 月 日		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 臨時		
年 月 日		<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 臨時		

備考 1 該当する実施区分の□にノ印を付すること。  
2 検査記録には検査実施後の責任者が検査実施状況を記載し、捺印する。

(日本工業規格A94番)



